

。 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（附則第二十八条関係）

改 正 案	現 行
（供託） 第一百七十七条（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債（その権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）をもつてこれに代えることができる。	（供託） 第一百七十七条（略） 2・3（略） 4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることができる。